

707
229

現行專賣制度竝二事業概要

專賣局編

昭和十六年七月版

707-229

707
229

和十六年七月版

現行專賣制度並二事業概要

14/8

199

專
賣
局

目次

第一 煙草專賣

一 沿革

葉煙草の耕作及び收納

葉煙草の耕作

耕作の順序
關する施設

葉煙草の再乾燥及び保存



イ 製造品種と製造數量

ロ 所要原料

ハ 製造工場

ニ 従業員及び其の待遇

五 煙草の販賣

發行所寄贈本

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)



二

- イ 販賣機關……………(八)
- ロ 販賣高……………(八)
- ハ 販賣價格……………(九)
- ニ 煙草小賣人の統制及び指導……………(九)
- ホ カード廣告の取扱……………(一〇)
- 六 煙草の輸出入……………(一〇)
- イ 輸出……………(一〇)
- ロ 輸入……………(一〇)
- 第二 鹽專賣……………(一一)
- 一 沿革……………(一一)
- 二 鹽の製造及び收納……………(一一)
- イ 製造許可……………(一一)
- ロ 收納……………(一二)
- ハ 再製……………(一四)
- ニ 製鹽助成に關する施設……………(一五)

- 三 鹽の輸移入……………(一五)
- 四 鹽の販賣……………(一六)
- イ 販賣機關……………(一六)
- ロ 販賣高……………(一七)
- ハ 販賣價格……………(一八)
- ニ 交付金及び追徴金……………(一八)
- 第三 樟腦專賣……………(二〇)
- 一 沿革……………(二〇)
- 二 樟腦の製造及び收納……………(二〇)
- イ 製造及び收納……………(二〇)
- ロ 製腦助成に關する施設……………(二一)
- 三 樟腦の販賣……………(二二)
- 第四 アルコール專賣……………(二四)
- 一 沿革……………(二四)
- 二 アルコールの製造……………(二五)

三

四

- イ 特許製造 (二五)
- ロ 委託製造 (二六)
- ハ 所要原料 (二六)
- 三 アルコールの輪移入 (二六)
- 四 アルコールの販賣 (二七)
- イ 販賣機關 (二七)
- ロ 販賣價格 (二七)
- ハ 交付金及び追徴金 (二八)

第五 試験研究その他

- イ 研究所 (二九)
- ロ 酒精研究室 (三〇)
- ハ 煙草試験場 (三〇)
- ニ 鹽試験場 (三一)
- ホ 樟腦試験工場 (三一)
- ヘ 機械製作所 (三一)

第六 會計

- 一 固定資本 (三三)
- 二 据置運轉資本 (三四)
- 三 歳入及び歳出 (三四)
- イ 豫算及び決算 (三四)
- ロ 歳入 (三四)
- ハ 歳出 (三五)
- 四 專賣局益金 (三五)
- 五 昭和十六年度豫算及び昭和十五年度益金実績 (三六)

第七 專賣局官制

- 一 沿革 (三九)
- イ 煙草販賣官署 (三九)
- ロ 鹽專賣官署 (三九)
- ハ 樟腦專賣機關 (四〇)
- ニ 三專賣官署の統一 (四〇)

水 アルコール専賣の開始……………(四一)

二 現行専賣局官制……………(四一)

イ 専賣官署……………(四一)

ロ 職員……………(四二)

六

附屬表

第一表 葉煙草賠償價格表……………(一一)

第二表 葉煙草收納高表……………(一二)

第三表 煙草製造高表……………(一三)

第四表 製造煙草賣渡高表……………(一三)

第五表 製造煙草定價表……………(一四)

第六表 賠償價格表……………(一六)

第七表 煙草收納高表……………(一七)

第八表 煙草賣渡高表……………(一七)

第九表 煙草賣渡價格表……………(一八)

第十表 煙草賣渡高表……………(一九)

第十一表 アルコール賠償價格表……………(一九)

第十二表 アルコール原料購買價格表……………(二〇)

第十三表 アルコール賣渡價格表……………(二一)

第十四表 専賣益金表……………(二二)

第一 煙草專賣

一 沿革

現行の煙草專賣法は明治九年一月に實施せられた煙草稅則を其の起源とするものである。煙草稅則に依る租稅は營業稅及び印紙稅の二に分れ、營業稅は年々二十四、五萬圓の收稅を見ながら印紙稅の方は僅々四、五萬圓程度に過ぎず、幾多の缺陷が痛感せられた結果其の改正が企圖されたけれども實行の運びに至らず、偶々日清戰後の國費膨脹に當り歲入不足を補ふたの爲め煙草專賣の制度を設けることとなり、明治二十九年三月法律第三十五號を以て之を公布され同三十一年一月より實施せられた。

に屬したが、同三十二年三月法律第二十八號及び同三十四年四月法律第二十四號を以て改正を加へ、葉煙草の輸入をも政府の獨占とし又葉煙草の耕作は政府の許可を要することとした。然しながら葉煙草のみの專賣では未だ十分でなかつたから、遂に製造煙草の製造、輸入、販賣をも政府の獨占とし、葉煙草及び製造煙草を一貫した完全な專賣制度に改むることとして、明治三十七年三月法律第十四號を以て煙草專賣法を公布し同年七月實施され

た。現行の煙草專賣法が即ち之である。

爾來法の運用頗る順調に進展し、事業の成績は年と共に擧つて、專賣益金は三億五千二百餘萬圓の巨額に達するに至つた。

二 葉煙草の耕作及び收納

イ 耕作

葉煙草は政府の許可を受けた者でなければ耕作することが出来ない。而して耕作許可は毎年更新する規定になつてゐるが、一旦耕作許可を受けた者に對しては特別の事情のない限り毎年引續いて許可する。蓋し耕作者の生業を安定せしむると同時に經驗ある者の耕作に俟たんが爲である。

耕作を許可すべき地域並に段別の割當は、葉煙草の所要高に基いて之を決定公示する。

昭和十六年作の耕作公示段別は在來種二萬一千三百六十町歩、黄色種二萬四千五百四十町歩、パーレー種三千九百九十町歩、計四萬九千八百九十町歩である。之等段別は國內需要及び滿支方面に於ける本邦産葉の需要増加の情況に鑑みるときは相當増加を必要とするにも不拘、現下の食糧増産並に肥料統制等の諸政策に順應するが爲、必要最少限度たる前年公示段別を維持するに止めたものである。

尙耕作地域は二府四十二縣三千七百六十一箇市町村に跨り、耕作者の數は總計二十六萬八千餘人に達してゐる。

ロ 收納

耕作者の收穫した葉煙草は總て政府に收納する。現在全國を通じ五百七十七箇所の收納場があつて、毎年九月中旬から翌年三月下旬に亘つて收納を行つてゐる。

收納する葉煙草に對しては標本に比準して等級を定め、賠償金を交付する。賠償價格は毎年全國各地に亘つて調査した葉煙草の生産費を基礎として之を決定公示するのである(第一表參照)。

昭和十五年産葉煙草の總收納量目は九千六百四十六萬疋、其の賠償金は一億三百五十九萬三千圓に上り(第二表參照)、平均一段當賠償金は在來種百八十四圓黄色種二百四十九圓、パーレー種百五十圓、三者の合計平均二百十三圓である。尙收納の等級は在來種及パーレー種は六、七等を中心とし黄色種は三、四等を中心とし、平均一疋當賠償價格は在來種八十八錢、黄色種一圓三十錢、パーレー種八十錢、三者の合計平均一圓七錢である。

ハ 耕作助成に關する施設

1 指導獎勵 煙草耕作教師並に指導囑託員を置いて耕作者の實地指導を行ふ外乾燥室

建設獎勵金、煙草専用肥料舎建設獎勵金、耕作獎勵費等を交付し其の額百三十二萬圓十六年度豫算に達する。尙專賣局の斡旋に依つて大藏省預金部資金局より融通を受ける金額は煙草耕作肥料の購入資金として九百二十五萬九千圓昭和十六年自四月至十二月黄色種乾燥室建設資金として年額百十二萬八千圓に達する。(十六年度豫定)

2 煙草耕作組合 耕作者は、政府との交渉並に耕作用品の共同購入其他各種共同施設の機關として、大體市町村の區域に依り煙草耕作組合を組織してゐる。組合の数は現在二千五百九十八を數へ、之等は更に府縣又は專賣官署の區域に依り百五十四の聯合會を組織してゐる。之等の組合及び聯合會に對しては交付金を交付して專賣事業上必要な施設を爲さしめ、以て耕作者の指導獎勵に當らしめてゐる。

3 罹災補償 耕作中の葉煙草が風水雹旱病の災害に罹り、其の結果耕作者の收得する賠償金が平年より著しく減少したときは、之に對して一定の補償金を下附して其の損害の一部を補償してやることになつてゐる。昭和十五年度に於て之に該當して下附した補償金は二十八萬八千四百九十六圓である。

三 葉煙草の再乾燥及び保存

收納した葉煙草の中、黄色種及びバレー種は全國十二箇所の再乾燥場に於て再乾燥の

上樽詰にされ、在來種は收納の際一定の菰包となし、夫々製造計畫に基いて全國各地の製造官署に順次配分保存せられる。

而して黄色種は收納後二、三年バレー種及在來種は一年程度を原則として保存し熟成せしむるのである。右保存の爲の官庫は現在十二萬坪を算し、其の他に民間より借入使用せるものが約三萬坪ある。

四 煙草の製造

イ 製造品種と製造數量

煙草の製造は政府に專屬する。專賣當初は一部民間に委託して製造を擔當せしめたこともあつたが、其の後は一切政府に於て直營する。

現在政府で製造してゐる品種は刻、口付、兩切、葉巻及びパイプ煙草の數種類である。而して煙草嗜好の變遷等のため、刻及口付の消費は略保合の状態なるに兩切の賣行は年々著増する結果、製造數量も之に従つて増減推移するが(第三表參照)照昭和十六年度の製造豫定は刻煙草は、白梅、あやめ、はぎ、富貴煙の四品で二千萬疋、口付は敷島、朝日、響、カネリヤの四品で百三十五億本、兩切は櫻、光、金鶏、曉、ほまれ、の五品で四百四十五億本、葉巻はオリエンタレス、ロンドレス、パロマの三品で七十萬本、パイプ煙草は桃山

一種で六千疋である。

□ 所要原料

刻及び口付の原料は全部内地在來種であつて、其の使用高十五年度實績は三千六百四萬餘疋此の價格二千七百五十四萬餘圓であつた。

兩切には從來相當多量の外國産葉を香味料として使用し來つたが、内地産葉の品質改善及び生産増進を圖る一方、葉組方法にも研鑽を加へて極力内地産葉の配合量の増加に努めた結果、近來外國産葉の使用を著しく抑制し得るに至つた。最近十五年度實績に於ける使用高は外國産葉九十六萬餘疋、其の價格二百五十三萬餘圓であるに對し内地産葉は四千十八萬餘疋、其の價額四千七百七十六萬餘圓に達する。

葉卷の原料は全部スマトラ、マニラ及びキューバ産であり、パイプ煙草の原料は米國産葉に配するに特殊の處理を施した内地産黄色種を以てするのであるが、其の使用高は共に僅少である。

ハ 製造工場

煙草製造工場は總計三十四を數へ、一工場で刻、口付、兩切、葉卷又はパイプ煙草の何れか二種又は三種の製造を行つてゐるものが九ある。即ち製造品種別に見ると兩切製造工

場十一、口付製造工場九、刻製造工場二十三、葉卷及びパイプ煙草の製造工場は各一である。

而して右の工場中には包裹用紙、小函等煙草製造用材料品の印刷、製函等の作業をも行ふ工場が二あり、又別に精密を要する煙草製造用機械の製作を行ふ工場が一ある。

ニ 従業員及び其の待遇

以上各工場に従業する職工の數十五年度末現在は男六千二百九十二人、女一萬二千八百九十七人、合計一萬九千八百八十九人であつて、前年度に比し多少の増加を示してゐる。

工賃の制度は日給拂を原則とし、一部に保證日給と功程拂を併用した特殊賃金制を適用してゐる。

尙職工の福利を増進せしめる爲次の施設をなしてゐる。

- 1 教化施設 業務上必要な科目と日常生活を醇化向上せしめる爲必要な科目とに分ち各種の教育、講習、講話をなす外、修養團體の指導、圖書室設備による讀書指導等を行つてゐる。
- 2 保健施設 各工場に診療所を設ける外東京、大阪には病院を設け業務上業務外の疾病傷疾及び家族の疾病に對し診療を行つてゐる。

3 經濟施設 官の施設としての託兒所、従業員の組合施設としての共済扶助及び生活必需品其の他の共同購買等。

4 獎勵慰安施設 發明考案者、勤務成績若は技術の優秀なる者又は善行者の表彰、春秋二季の慰安旅行等。

5 諮問機關 従業員の意思の暢達を計る機關としての工場懇談會等。

五 煙草の販賣

イ 販賣機關

煙草は政府の指定した賣捌人でなければ販賣することが出来ない。賣捌人は従前は元賣捌人及び小賣人に分れ、政府から元賣捌人へ、元賣捌人から小賣人へ、小賣人から消費者へと云ふ段階によつて販賣されてゐたが、昭和六年六月元賣捌人を廢止して政府より直接小賣人に賣渡す制度に改正すると同時に全國に七百六十一箇所の販賣官署を設けた。其の後販賣官署に幾分の異動があつて、現在(十五年度末)に於ては全國六百二十二箇所の販賣官署と之に配置せる配給員二千二百二十四人、小賣人十八萬五千八百七十三人(此の營業所十八萬七千三百六十七箇所)とが煙草販賣の機關といふことになつてゐる。

ロ 販賣高

製造煙草の販賣高は年々増加の一途を辿り昭和十五年度の内地賣渡高竝に輸移出賣渡高合計は口付百四十億八千三百萬本、兩切四百十四億二千五百萬本、刻一千九百八十九萬疋、其の他葉卷等合せ代金五億二千二百三十八萬圓に達してゐる(第四表參照)。

ハ 販賣價格

小賣人は定價を以て煙草を販賣する。定價は政府に於て之を決定公示する。現行の定價は昭和十四年十一月全般的改正を見たるものである(第五表參照)。

政府より小賣人に對する賣渡價格は定價に對し一定の歩合を以て割引算定する。其の割引歩合は輸移入煙草及び内國製葉卷等特殊のものに付ては定價の百分の十となつてゐるが、大部分は定價の百分の八と定められてゐる。

ニ 煙草小賣人の統制及び指導

煙草小賣人に對しては其の營業に關し諸般の指示を爲し、これを指導監督すると同時に優良小賣人の表彰を行ひ、又一方煙草販賣組合を組織せしめて之が統制指導を行つてゐる。煙草販賣組合は時局に順應して昭和十五年九月從來の煙草小賣人組合に對し、之が全面的改組を實行したもので、これに種々の事業施設を命ずると共に助成金を交付してゐる。組合の組織は原則として一販賣官署一組合とし、更に地方專賣局の區域に依り聯合會を

組織せしめ、尙これが統制指導を圖る目的を以て中央會を設け、其の事務所は東京に置いてある。

昭和十五年度末の煙草販賣組合數は全國で六百二十八、聯合會數は十七である。

ホ カード廣告の取扱

豫て製造煙草利用の廣告實施が要望せられ來つたに鑑み、昭和八年十二月より廣告カードを製造煙草の包装中に挿入する方法による廣告の取扱を實施して居る。

六 煙草の輸出入

イ 輸出

煙草の輸出は自由であつて何人でも輸出の取扱をすることが出来る。然し多數營業者の過度の競争は却つて輸出の増進を妨げるので、輸取出扱人に付ては統制をとつてゐる。

葉煙草の輸出は極力之が増進に努力してゐる結果逐年増加して居り、其の主な輸出先は獨逸、埃及、中華民國及び滿洲國等である。

製造煙草に付ては中華民國以外に對しては、各國とも國產獎勵の政策を採つてゐること及び嗜好の關係上、充分な發展を期待し得ないのは遺憾である。

ロ 輸入

煙草の輸入は政府の獨占に屬し、政府又は政府の命令を受けた者でなければ輸入することが出来ない。たゞ例外として標本用に供するもの及び健康上若は習慣上缺くべからざるものに限り、政府の許可を受けて使用者自ら輸入することが出来る。

近年輸入は極力僅少に止める方針を採りつつある結果葉煙草、製造煙草ともに年々減少し昭和十四年度以降に於ては輸入実績はなかつた。

第二 鹽 專 賣

一 沿 革

我國の鹽專賣制度は日露戰役に際し主として國費の財源を得、併せて内地製鹽業の保護及び鹽の需給並に價格の調節を圖らんが爲に、明治三十八年一月法律第十一號を以て鹽專賣法を公布し、同年六月一日より實施せられたものである。

爾來豫期通りの成績を挙げ、專賣益金年額一千萬圓内外を收め來つたところ、かの歐洲大戰の影響に由る一般的物價騰貴に伴ひ、鹽の賠償價格及び回送保管費等の暴騰を來した際、之に應じて其の賣渡價格を引上げては國民生活を脅威する虞があつた爲、茲に鹽專賣法運用の方針を一變し、從來の收益目的を放棄して専ら内地製鹽業の維持改善と鹽需給の圓滑及び鹽價の低減統一を圖ることとし、所謂公益專賣として經營せられることとなつて今日に至つてゐる。

二 鹽の製造及び收納

イ 製造許可

鹽は政府の許可を受けた者でなければ製造することが出來ない。鹽の製造許可は煙草の

耕作許可と異なり、一年毎に更新せられず長期に亙るものであるから、豫め一箇年間の製鹽高を定めて許可し、且つ將來需給上必要あるときは之を制限し得る規定となつてゐる。

昭和十五年度末現在に於ける製造許可は人員三千七十九人、製鹽場二千四百二十三箇所、採鹹地面積四千四百七十八ヘクタール、一ヶ年製鹽許可高六億四千九十五萬五千疋である。而して其の地域は、鹽專賣施行當時に於ては殆んど全國に跨り海に面するところ悉く製鹽地の如くであつたが、明治四十三、四年度及び昭和四、五年度の二回に亙つて製鹽地整理を行ひ、生産力寡少又は生産費割高の所謂不良鹽田を淘汰したので、現在では大部分生産力高く生産費低廉な十州地方に集團されてゐる。

尙製鹽の方法は大體鹽田製鹽、海水直煮製鹽、副産鹽等であるが、鹽田製鹽が其の大部分を占めてゐる。

ロ 收 納

鹽製造者の製造した鹽は、自家用として特に認められた少量の分を除き、總て政府に收納する收納場は全國を通じて百十三箇所あり、四季を通じて收納してゐるが晩春より中秋に至る候を主とする。

收納した鹽に對しては其の品質等級に従つて賠償金を交付する。賠償價格は毎年鹽の生

産費を調査し之を基礎として決定公示する第六表参照

收納高は天候の如何によつて毎年増減するが昭和十五年度の實績は五億七千三百五十八萬一千疋、此の賠償金三千七百七十二萬圓に上り第七表参照、百疋當平均六圓五十七錢六厘となり、收納鹽の等級別割合は大體上等二四%並等七六%である。

ハ 再製

内地白鹽供給の補足及び高級優良鹽の低價供給を目的として、政府は豫てより鹽の再製を直營してゐる。昭和十五年度に於ける其の製造高は再製鹽三千九百四十三萬八千疋、精製鹽百二十二萬四千疋、食卓鹽五十七萬四千疋を算し、之が原料として使用した輸移入原鹽は四千三百九十二萬三千疋である。

この外十二年度よりは鹽製造業者に委託して、輸移入原鹽を鹹水に混和して再製を爲さしめてゐる。昭和十五年度の再製實績は九千七百五十五萬九千疋、此の再製費は百五十三萬九千圓にして、再製請負人には再製鹽の品質等級に従つて委託再製費を交付する。

政府の委託に係る再製の外純然たる民間業者の再製がある。之は政府より原料鹽を買受けて再製するものであつて、その再製鹽は政府に收納することなく直ちに消費者に販賣される。

ニ 製鹽助成に關する施設

製鹽教師を置いて鹽製造者の實地指導を行ふ外、製鹽獎勵金並に製鹽設備改良獎勵金を交付して製鹽の獎勵助長を爲してゐるが、近年製鹽設備を改良して大規模の製鹽を行ふ必要を痛感し之が設備改良の爲にも獎勵金を交付し、其の額は昭和十五年度實績三十五萬七千圓、昭和十六年度豫算十三萬六千六百圓である。

尙鹽業者の組織する組合にして、積極的に共同的活動を爲すものに對しては、其の事業を助成すると共に専賣行政の補助機關として機能を發揮せしめんが爲鹽業組合交付金を交付することにしてゐる。そして十六年度分として二十萬五千餘圓を計上してゐる。

三 鹽の輸移入

鹽は政府又は政府の命を受けた者でなければ輸移入することが出来ない。實際の取扱としては政府に於て直接輸移入することはなく、民間業者に命じて輸移入せしめた上政府に受入れる。

鹽の輸移入高は専賣工業の發達に伴ひ近年飛躍的に増加し、年々莫大なる數量を圓域鹽並に第三國鹽（第三國鹽の内、佛印、泰、蘭印鹽を準近海鹽と謂ひ、其の他を遠海鹽と稱する）に依存するの狀態である。

而して昭和十五年度に於ては政府の海外拂抑制の方針に順應する爲め、第三國鹽の輸入は可及的之を抑へ、極力關、滿、支那方面の圓域鹽を輸入した。

尙從來遠海鹽は主として紅海及地中海沿岸諸國より輸入して居たが、歐洲戰局擴大の結果は必然同方面よりの入手不可能となつた關係上、昭和十五年度後半期以後は能ふる限り北米並に西印度鹽の輸入を命じ以て需給上さしたる支障なきを得た。

四 鹽の販賣

イ 販賣機關

鹽專賣の創始當初は、内地鹽は之を收納した官署に於て鹽商人又は消費者に賣渡し、輸入鹽は之を受入れた官署に於て輸移入取扱人又は消費者に賣渡し、賣渡後の運搬及び一般消費者への轉賣は鹽商人又は輸移入取扱人の自由に委ねられてゐた。併しながら其の後産地又は輸移入地よりの遠近に拘らず供給の圓滑及び價格の低減を圖る爲に全國主要地に販賣官署及び引渡場所を設置し、其處までは内地鹽及び輸移入鹽とも官費を以て回送し、又鹽賣捌人制度を設けて鹽商人の自由營業を禁じ、以て鹽販賣の全般的統制を確立した。

鹽賣捌人には元賣捌人及び小賣人の別があり、元賣捌人は政府より鹽を買受けて之を小賣人に賣渡し、小賣人は之を一般消費者に賣渡すのである。而して元賣捌人の營業區域は

政府に於て之を指定する。

昭和十五年度末現在に於て政府の鹽販賣官署は百二十四箇所、元賣捌人は百五十八人（此の營業所五百三十九箇所）小賣人は十萬八千三百九十六人（此の營業所十萬九千八百三十六箇所）である。

尙工業用其他特別の用途に使用する鹽は例外として政府より直接當該使用者に賣渡す。

ロ 販賣高

鹽販賣高は近年著しく膨脹し、昭和十五年度は二十三億四千六百九萬貳にして昭和元年度の八億五千九百七十五萬貳に比較すれば實に十四億八千六百三十四萬貳（十七割二分餘）の増加を示してゐるが之は主として化學工業の勃興に伴ふ工業用原料鹽の需要増加に基因するものである。漬物、味噌、醤油等の一般食料用にあつては其の製造主原料の豊凶等により一進一退を免れないが、概して徐々に需要増加を示してゐるのは人口増加の反映と見られる（第八表参照）。

賣渡鹽の品種を用途によつて大別すれば、一般食料用としては内地鹽が需要され、工業用其他の特別の用途に供されるもの及び醤油、味噌製造の機械化工場に於ける大量消費用としては輸移入鹽の需要が漸次増大しつつある。

ハ 販賣價格

一八

政府は定價を以て鹽を賣渡す。一般食料用等に供せられる鹽の價格は、其の鹽の生活必需品たる性質に鑑み殆んど差益なしに定めてゐたのであるが（一般定價）、特に近年内地鹽に付ては生産費の騰貴に伴ひ賠償價格を引上げた爲、賣渡價格は却つて原價を割る計算となつた。又輸移、出用、化學的藥品製造用、人造色素製造用、石鹼製造用、獸皮及魚皮保存用、鑛業製鋼用、窯業用、農業用及び漁獲物鹽藏用等に供する鹽は産業保護の爲一層低價を以て（特別定價）供給してゐる（第九表參照）。

元賣捌人の販賣價格は政府よりの買受價格に政府に於て認定した現品の引取運賃及び營業利益を加へた額を以て最高制限とし、小賣人の販賣價格は元賣捌人よりの買受價格に政府に於て認定した現品の引取運賃及び營業利益を加へた額を以て最高制限とし、夫々此の制限價格以下で販賣する。

ニ 交付金及び追徴金

一般定價を以て政府より賣渡した鹽を工業用其の他の特定の用途に供し、又は一般定價を以て政府より賣渡した鹽で鹽藏した魚介類を輸移出した者に對しては、一般定價と特別定價との差額に相當する金額を交付する。反對に工業用其の他の特定の用途に供する爲特

別定價を以て政府より買受けた鹽を、目的外の用途に供したときは一般定價と特別定價との差額に相當する金額を追徴する。蓋し一般定價の外に特別定價を設けた趣旨を徹底せしめる爲である。

昭和十五年度に於ける交付金交付額は二十四萬四千七百九十二圓（その鹽の數量千九百三十四萬七千五百八十七疋）であつて、追徴金追徴の事蹟はない。

第三 樟腦專賣

一 沿革

内地樟腦專賣は元々臺灣に於ける樟腦專賣の實行に關聯して創められたものである。即ち臺灣に於ては明治三十二年製腦事業の保護統制と財政收入を圖る目的を以て專賣を實施した。當時に於ける世界の樟腦需要額は概略三百萬担であつて、臺灣及び内地の製腦状態より見て、臺灣二百七十萬担、内地三十萬担を生産輸出する豫定であつた。然るに是迄不振を續けて來た内地製腦業が、臺灣に於ける樟腦專賣實施による樟腦價格の昂騰に刺戟せられて、俄に殷盛となり當初豫定された數量以上に漸次産額を増加し、外國市場に於て專賣下の臺灣樟腦と販路を争ふ事態を生じ、爲に臺灣樟腦は非常な窮境に陥つた。茲に於て、臺灣樟腦專賣制度實施の趣旨を徹底せしめ樟腦市價の統制を圖る必要上、明治三十六年六月法律第五號を以て現行の粗製樟腦、樟腦油專賣法を公布し同年十月之を實施するに至つたのである。

二 樟腦の製造及び收納

イ 製造及び收納

樟腦の製造は政府の許可を受けた者でなければ之を行ふことが出來ない。樟腦は樟樹を原料として製造するものであるが、この場合は同時に樟腦油が製造される。製造された樟腦及び樟腦油は補償金を交付して總て政府に收納する。現行の補償價格は百担當樟腦二百七十五圓、樟腦油百五十圓である。

樟腦の製造許可高は從來其の需要狀況に應じて調節し來つたのであるが、近年其の需要が急激な増加を示しつゝ、あるにも不拘、其の製造は、昭和十三年度以降時局の影響を受けて逐年減少するの實情にあつた、併し昭和十五年度に於ては官民協力その増産に努めた結果總額百五十三萬担の製造を見、之に對する補償金は三百九十八萬五千圓に上つた。

ロ 製腦助成に關する施設

1 製腦組合の指導 樟腦の主産地方では近年漸く各所に製腦組合の設立を見るに至り、樟腦の代理納付、製腦資金の融通、原料樟樹の共同購入等を行ひ組合員相互の共存共榮を計り、以て製腦業の進歩發達に努めてゐるが、之等の組合は設立後日尙淺く組合資金も乏しくして充分な活動も期し得ぬ状態なるに鑑み、政府は其の助成の目的で製腦組合指導囑託員を配置し更に十五年度よりは組合助成交付金制度を設けて之が指導誘掖に當つてゐる。

2 樟樹の植栽奨励 樟腦製造原料として毎年消費せられる樟樹は夥しき本數に上るか

ら原料樟樹の涵養は製腦業の維持發達の爲には喫緊の事である。仍て政府は積極的獎勵方法として樟苗木を養成し之を民間希望者に無償交付して植栽させてゐる。

3 製腦獎勵金の交付 樟樹植林を獎勵して製腦原料の確保を計ると共に、樟腦製造設備を改良して生産費の低減を圖らしめることは事業發展の上に最も緊切なことであるから、この目的の爲に獎勵金交付の制度を設けてある。

三 樟腦の販賣

政府は樟腦の專賣權を有し、政府より賣渡した樟腦でなければ所有、所持、讓渡、消費、輸出することが出来ないけれども、賣捌人指定の制度がないから政府より買受けた樟腦の轉賣は自由である。現在政府より賣渡をしてゐるところは、樟腦精製業者、セルロイド製造業者、寫眞フィルム製造業者、龍腦製造業者、製藥業者、一般販賣業者（問屋）である。

樟腦油は一括して之が再製業者に賣渡し、買受人は油中に含有する樟腦を餾出（再製と謂ふ）して政府に納付する。

樟腦及び樟腦油は定價を以て賣渡すを原則とする。現行の賣渡價格は左の如くである。

種別	用途		品種		百斤當賣渡價格	備考
	精製原料用	セルロイド原料用	乙種	改良乙種		
粗製樟腦			乙種	改良乙種	四三八	精製樟腦ハ主トシテ輸出ニ供セラル
			乙種	改良乙種	四七八	
其ノ他用			乙種	改良乙種	二九三	アルコール變性用 寫眞フィルム製造用 龍腦原料用 製藥用、一般用
			乙種	改良乙種	二二八	
樟腦油			乙種	改良乙種	二二四	乙種樟腦再製用ニ供セラル
			乙種	改良乙種	一七五	

樟腦の賣行は之が利用工業の發展と海外輸出の躍進とに依つて逐年増加し、十五年度は二百五十三萬八千餘斤を賣渡してゐる。第十表参照 尙樟腦需給に對處するため、内地産の外に臺灣より相當量の補給を受けてゐる。

樟腦の用途はセルロイド、精製樟腦、寫眞フィルム、龍腦等の製造原料及び製藥用であつて、昭和十五年度に於けるセルロイド製造業者に對する賣渡高は百七十九萬二千斤に達し、總賣渡高の約七割一分を占めて居る。

第四 アルコール專賣

一 沿革

液體燃料、特に揮發油の自給を圖る事は戰時に於ては勿論、平時に於ても極めて重要な事柄であるが、我國に於ては、年々消費する揮發油の大部分を海外よりの供給に仰いでゐる現状であつて、燃料國策の見地より極めて憂慮すべき状態にある。従つて液體燃料自給の爲には或は石炭液化工業を奨励し、或は揮發油に代るべき代用燃料の研究を進むる等種々の方策が考へられるのであるが、その一として揮發油の使用量を減少する爲之にアルコールを混用せしめる制度が採用されるに至つた。然しながらアルコールを揮發油に混用する爲には、極めて多量を要するから其の一部は臺灣南洋等より移入するとしても内地に於て新に生産計畫を樹立しなければならぬ。而もその供給價格は出來得る限り廉價にする必要があり、又其の製造原料として、甘藷、馬鈴薯等の農産物を多量に使用する關係から農村經濟にも密接な關係を有する爲、之が製造は原則として政府自身の手で之を經營するのが最も適當であるのみならず、その販賣をも亦政府の手に收める方が賣渡價格を均一低廉にし且混用取締の關係からも最も便利である。是揮發油混入用アルコールの製造販賣を

政府の專賣にするに至つた所以であるが工業用其他の用に供せられるアルコールも、揮發油混入用アルコールと殆んど其の品質を等しくし相互に融通性がある爲、之が取締の必要其他の關係から、之を一括して專賣の範圍に包含させ、茲に昭和十二年三月法律第三十二號を以て現行のアルコール專賣法が公布され、同年四月より施行されるに至つたのである。

二 アルコールの製造

アルコールの製造は政府に專屬し、政府自ら工場を設けて之が製造に當るのを原則とするけれども、專賣實施當時アルコール製造業を營んでゐた者に對しては引續きその製造を特許し、尙需給上必要あるときは民間に委託して製造を爲さしめる。

イ 特許製造

製造特許は專賣實施當時アルコール製造業を營んでゐた者に對してのみ與へられ、其の製造數量は年々の需給狀況に依り毎年更めて之を許可する。

特許製造者の製造したアルコールは總て政府に收納し、收納したアルコールに對しては其の度數（含有アルコール）分に應じて賠償金を交付する。賠償價格はアルコールの生産費に基き決定公示する第十一表參照。

□ 委託製造

製造委託はアルコール專賣法施行後新にアルコールの製造を開始する者に對し之を行ふものである。

製造委託は申請に基き年々其の製造數量を定めるのであるが、委託製造に係るアルコールは特許製造に係るアルコールと同様總て政府に納付することを要し、政府は之に對して賠償金を交付する。賠償價格は特殊のもの、外特許製造に係るアルコールの賠償價格を準用するのを例とする。

ハ 所要原料

政府直營工場に於て製造するアルコールの原料は、農村振興の見地から出來得る限り甘藷及び馬鈴薯を使用し、豫め其の購買價格を示して(第十二表參照)農會又は産業組合等をして斡旋せしめることとしてゐる。

アルコールを製造せんが爲めには甘藷、馬鈴薯共莫大なる數量を要するのであるから之に處する爲には品種の改良、栽培方法の改善、他作物からの轉換又は未開墾地の開墾等に依つて極力増産を實行せしめることとして所要數量の確保を期してゐる。

三 アルコールの輪移入

アルコールは政府又は政府の命を受けた者でなければ輪移入することが出來ない。

專賣實施前内地のアルコール需要は、其の大部分を移入品によつて賄つて來た。この事情は專賣實施後も略々同様であつて、新規の需要たる揮發油混入用アルコールは政府に於て直營製造するのを原則とするけれども、工業用其他の用に供するアルコールは大體輪移入に俟つ計畫である。

四 アルコールの販賣

イ 販賣機關

揮發油混入の用に供するアルコールは混入義務者(揮發油及アルコール混用法第一條參照)たる揮發油製造業者又は揮發油輪移入業者に直接賣渡すが、其他の用に供するアルコールは政府指定の賣捌人を通じて賣渡す。たゞ特殊の場合に於ては工業の用に供し又は輪移出の用に供するアルコールを當該工業家又は輪移出業者に直接賣渡すことがある。

賣捌人は元賣捌人及び小賣人とし、元賣捌人は政府より買受けて小賣人又は大口の消費者に販賣し、小賣人は元賣捌人より買受けて一般消費者に販賣する。

ロ 販賣價格

政府は定價を以てアルコールを賣渡す。而して其の價格は原價(收納品の賠償價格、移

入品の購買價格)に從來の酒精稅相當額を加算して定めるが(一般定價、揮發油混入の用に供するもの及び工業又は輸移出の用に供するものに付ては特に廉價に之を定める(特別定價)(第十三表參照)。

元賣捌人の販賣價格は政府よりの買受價格に營業諸經費並に利益として政府の認定した金額を加へた額を以て最高制限としてゐる。

又小賣人の販賣價格に付ても昭和十五年より制限を設くるに至つた。

ハ 交付金及び追徴金

一般定價を以て政府より賣渡したアルコールを工業の用又は輸移出の用に供した場合に一般定價と特別定價との差額に相當する金額を交付する。反對に揮發油混入の用又は工業の用等に供する爲特別定價を以て買受けたアルコールを目的外の用途に供したときは、一般定價と特別定價との差額に相當する金額を追徴する。蓋し一般定價の外に特別定價を設けた趣旨を徹底せしめる爲である。

第五 試験 研究 其他

煙草、鹽、樟腦及びアルコール製造原料の生産に關しては、理化學的試験並に研究の必要切實なるものがあり、仍て中央に研究所を、地方に試験場を設け、夫々専門の技術者を配置して常に時世の進歩に遅れず事業の改善發達に資することを目的として各般の試験、研究を遂行させてゐる。尙又煙草製造費用の節約、製品出來榮の向上並に事業の發達に資する爲、煙草製造専用機械中特殊のものは直營の製作所を設置して之が製作に當らしめてゐる。

イ 研究所

専ら學究的の試験研究を目的として大正九年當時の東京府平塚町(現在の東京市荏原區戸越町)に設立せられ、所内に煙草研究部及び鹽腦研究部の二部を設け、葉煙草の生産、煙草、鹽、樟腦、樟腦油の製造方法、同品質鑑定方法、製造工場設備及び機械器具、煙草製造材料、製造副産物の利用、各製造作業能率増進等に關する研究を遂げ、其の結果を逐次實地に採用して事業上多大の成績を擧げて來た。昭和十二年四月よりアルコール專賣制度の實施に伴ひ煙草研究部及び鹽腦研究部を第一研究部及び第二研究部と改めアルコール

製造原料及びアルコール製造用微生物に関する研究をも行つてゐる。又神奈川縣長井町に分室を設け、製鹽上に關する海水精製、罐石豫防試験を行ひ良好なる成績を收めつつある。

□ 酒精研究室

主としてアルコールに關する工業的試験研究を目的として昭和十五年三月千葉市稻毛町の東京地方專賣局千葉酒精工場に附屬して設立せられ、アルコール製造法に關する研究は勿論アルコール及びアルコール製造副産物の利用其の他液體燃料に關する研究等を行つてゐる。

ハ 煙草試験場

煙草耕作者に實地に應用させる葉煙草生産方法に就き、其の試験研究を爲す目的を以て、明治三十七年神奈川縣秦野町の農商務省煙草試験場を承繼し、專賣局秦野試験場と改めたのを始めとして、昭和四年には水戸試験場を、昭和八年には岡山試験場及び鹿兒島試験場を設立した。之等の試験場に於ては種子の採集配付、種類の適否育成、苗床設備其の他耕作方法、病蟲害の驅除豫防法並に理化學的研究を行ひ、一般耕作者に之を應用させ、其の成績甚だ顯著なものがあつた。又昭和十二年四月よりアルコール專賣制度の實施に伴ひアルコール製造原料に就ての試験も行つてゐる。

ニ 鹽試驗場

製鹽業者に實地に應用させる爲、製鹽方法に關する試験研究を爲すを目的として明治四十二年山口縣中關町（現在の防府市大字田島）に之を設立し、爾來採鹹、煎熬作業及び製鹽副産物利用の研究、鹹水、鹽其の他副産物の分析調査、製鹽用機械器具、燃料、鹽包裝及び保存等に關する試験、研究を行ひつつあり、其の成果を實地に應用して内地鹽業の發達、鹽業經濟の進歩に資するところ尠くない。

ホ 樟腦試験工場

製腦業者に實地に應用させる爲、製腦方法の試験研究をなすを目的として大正十年鹿兒島市玉里町に鹿兒島地方專賣局玉里分工場を設立し、爾來樟腦製造方法、製腦用機械器具、樟樹造林及び樟樹病蟲害の驅除豫防等に關する試験研究を行ひ、之を製腦業者に實地に應用させて製腦業の進歩を促進するところが多い。（玉里分工場は昭和十三年七月三十一日限り廢止し、之を自局鑑定課の分室と改められた）

ヘ 機械製作所

煙草製造専用機械中特に精巧なるもの又は製作上特殊の技能を要するものの製造を目的として大正十一年當時の東京府板橋町（現在の東京市板橋區板橋町）に設立し、爾來煙草

製造作業の高度機械化に順應して當製作所工場の擴張、設備の充實に努め、各種煙草製造用機械及び酒精製造用機械の新調、補給並に改良を行ひ以て今日に至つてゐる。由來直營の機械製作は完全なる設備の下に優秀なる技術と精選せる材料とを以てし、加之、直營煙草製造工場に於ける機械實用の經驗を參考として嚴密なる監督の下に工作せられてゐるから、煙草製造作業上其の生産能率の向上、調節、機械修理費の節約並に使用年限の延長或は補給の迅速等の點に於て多大の効果を收めてゐる。

第六 會計

專賣局作業會計に於ては固定並に据置運轉の兩資本を置いて作業を經營し、作業上の收入及び其の附屬雜收入を以て作業の費用に充て、純益はすべて之を一般會計に納付するのである。

一 固定資本

土地、建物、船舶、機械、その他重要な器具を以て固定資本とする。新に固定資本を増加する場合に於ては之に必要な經費は一般會計の負擔に屬するが、之が維持修理補充は作業會計の負擔に屬する。

昭和十五年度當初に於ける固定資本に屬するものの價格は七千九百三拾五萬二千九百六拾一圓であつて、其の内譯は左の如くである。

土地	二一、九八一、五五〇圓
建物	二七、二八三、五五五
工作物	三、五二三、三七六
船舶	二一、二〇六

器具機械 一〇、六四七、六六四圓
 備品 一五、八九五、六一〇

二 据置運轉資本

据置運轉資本額は一千萬圓であるが、事業經營上此の金額で不足の場合には一億一千萬圓を限り借入金をして、大蔵省證券を發行し、又は國庫餘裕金を繰替使用する等の方法で一時之を補足することが出来る。

昭和十四年度末に於ける煙草、鹽、アルコール原料、その他据置運轉資本に屬する物品の現在價格は一億四千二百四拾七萬一千圓である。

三 歳入及び歳出

イ 豫算及び決算

歳入歳出の豫算は毎年總豫算と共に帝國議會に提出することを要する。而して其の歳入歳出豫定計算書は九月三十日迄に大蔵大臣に送付し、又決算は翌年七月末日迄に大蔵大臣に送付することとなつてゐる。

□ 歳入

歳入の主たるものは專賣品（煙草、鹽、樟腦、樟腦油及びアルコール）の賣拂代金であ

る。



但し賣拂代金の延納を許可したるもの（煙草は六箇月、鹽は三箇月、樟腦及び樟腦油は六箇月、アルコールは三箇月）の中、納付期限が翌年度に互る場合は翌年度の歳入とする。

ハ 歳出

歳出の主たるものは俸給、事業費、材料素品費、專賣品並にアルコール原料賠償及び購買費等で、專賣品並にアルコール原料賠償及び購買費が最も大である。

支拂の爲小切手の振出を爲すは當該年度三月三十一日限りとし、一般會計の如く整理期間を設けない。

四 專賣局益金

當該年度の事業収入（當該年度の歳入より前年度の專賣品賣渡にして其の代金の當該年度納付許可額を控除し、當該年度の專賣品賣渡にして其の代金の翌年度納付許可額を加へたる額）より歳出を控除した剩餘に、据置運轉資本に屬する物品價格の當該年度中の増減を差引計算したものを事業上の純益とし其の計算を表はしたものを受拂勘定表と謂ふ。而して該益金は其の年度の一般歳入に納付するのであるが、内專賣品賣拂代翌年度納付許可額に相當する金額は翌年度の一般歳入に納付する。

五 昭和十六年度豫算及び昭和十五年度益金實蹟

歳入は八億二千拾萬三千圓であるが、内前年度の專賣品賣渡にして其の代金の本年度納付許可額（前年度收入未済額）五千三拾萬五千圓を控除し、而して本年度の專賣品賣渡にして其の代金の翌年度納付許可額（本年度收入未済額）五千五百七拾七萬九千圓を加へた事業収入は八億二千五百五拾七萬七千圓であつて、其の内譯は左の如くである。

煙草賣拂代	五四二、八九八千圓
鹽賣拂代	一二七、二八七
樟腦賣拂代	一三、二一八
アルコール賣拂代	一四〇、四一六
雜收	一、七五八
歳出は四億九千九百五拾四萬二千圓であつて内譯は左の如くである。	
俸給	五、六一一千圓
事業費	八二、七六一
材料素品費	二九、八八四
專賣品並にアルコール原料賠償及購買費	三〇〇、五四七

專賣品交付金 七五、〇四六

恩給負擔金 一、三二七

諸支出金 三六六

豫備金 四、〇〇〇

歳入歳出差引三億二千六百三萬五千圓の剩餘を生ずる。此の金額は前年度より持越の据置運轉資本に屬する物品價格一億五千八百九拾九萬五千圓と翌年度へ持越すべき價格一億七千三百八拾四萬九千圓との差増額千四百八拾五萬四千圓を加算すれば、純益（事業益金）三億四千八拾八萬九千圓となる。

右の中、本年度の專賣品賣渡にして其の代金の翌年度納付許可額五千五百七拾七萬九千圓は翌年度の一般歳入に編入されるのであるから、前記純益金三億四千八拾八萬九千圓から之を控除し、而してそれへ前年度專賣品賣渡にして代金の本年度納付許可額たる五千三拾萬五千圓を加算し、一般會計への本年度の納付額（納付益金）は三億三千五百四拾一萬五千圓となる。

以上昭和十六年度益金豫定額を前年度豫算額に比すれば、純益に於て七百五拾二萬七千圓、納付益金に於て千百二拾萬四千圓を増加した。尙昭和十五年度專賣局益金の一般會計

納竹額は三億五千二百拾七萬圓であつて(第十四表參照、之を豫算に比較すれば二千七百九拾六萬圓の増加である。

第七 專賣局官制

一 沿革

イ 煙草販賣官署

明治二十九年三月葉煙草專賣法が公布せらるゝや、翌年四月大藏省官制を改正し主稅局を以て煙草專賣に關する中央官署と爲し、同時に葉煙草專賣所官制を制定し地方に葉煙草專賣所を設けて實務に當らせた。其の後三十一年十月新に專賣局官制を制定し專賣局を設けて中央官署と爲し、三十二年四月葉煙草專賣所官制を廢し之を專賣局官制中に取入れて專賣支局と改めた。

三十七年四月葉煙草專賣法にかはつて煙草專賣法が公布せらるるや、同年五月曩の專賣局官制を廢して煙草專賣局官制を制定し、中央官署として煙草專賣局を、地方官署として葉煙草收納所及び煙草製造所を設けた。其の後三十九年十一月地方官署を煙草收納所、煙草製造所及び煙草販賣所に改めた。

ロ 鹽專賣官署

明治三十八年一月鹽專賣法が公布せらるるや、同年四月大藏省官制を改正し主稅局を以

て鹽專賣に關する中央官署と爲し、同時に鹽務局官制を制定し地方に鹽務局を設けて實務に當らせた。

ハ 樟腦專賣機關

明治三十六年六月粗製樟腦、樟腦油專賣法が公布せらるるや、同年十月大藏省官制を改正し主稅局を以て樟腦專賣に關する中央官署と爲し、同時に樟腦事務局官制を制定し地方に樟腦事務局を設けて實務に當らせた。

ニ 三專賣官署の統一

以上の通り煙草專賣、鹽專賣、樟腦專賣は夫々其の取扱官署を異にしてゐたが、之を一つの官署に於て統一管掌するを可とするの議が起り、明治四十年九月新に專賣局官制を制定し(令第三〇四號)、煙草專賣局官制、鹽務局官制及び樟腦事務局官制は之を廢し又大藏省官制中鹽及び樟腦の專賣に關する事項を削除し、茲に三專賣を統一管掌する中央官署としては專賣局を、地方官署としては收納所、製造所及び販賣所を設けた。其の後收納所と販賣所とは之を合併して專賣支局とし(勅令第二八號)製造所を廢して專賣支局に合併し(大正二勅令第一、五七號)、專賣支局を地方專賣局と改める(大正三〇〇號)等幾多の變更が行はれ今日に至つた。

ホ アルコール專賣開始

昭和十二年三月アルコール專賣法が公布せられ新たにアルコール專賣が開始されたが、其の爲特別の官署を設けることなく、專賣局の所管事務とした(昭和十二年三月)。

二 現行專賣局官制

現行專賣局官制(大正十年七月勅令第三〇〇號)に基いて專賣官署並に職員の現況を掲げれば次の通りである。

イ 專賣官署 (昭和十六年五月現在)

- (一) 專賣局 (中央官署) 一
- (二) 專賣局直屬の特殊な官署

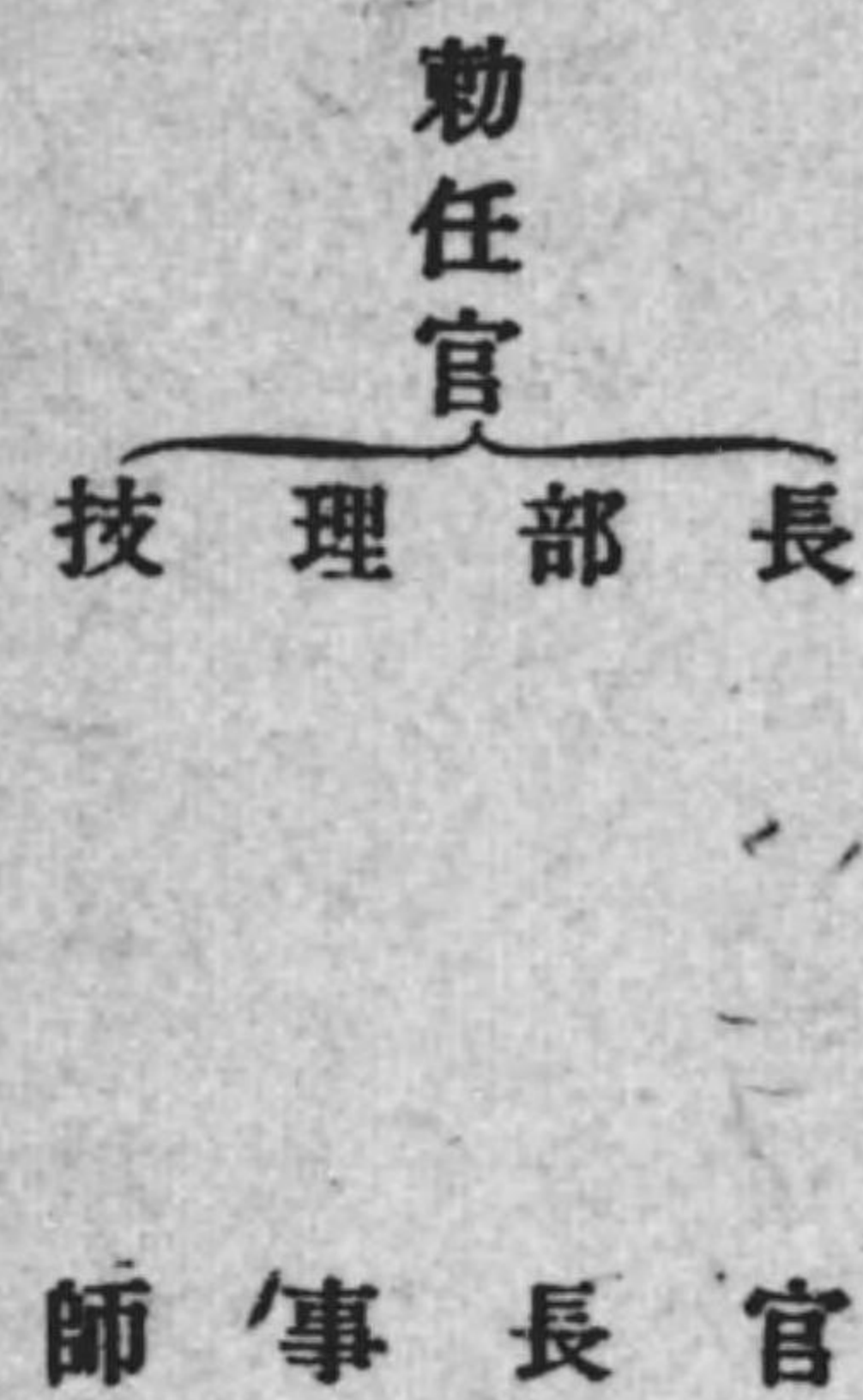
- 1 製作所 一
- 2 研究所 一
- 3 煙草試驗場 四
- 4 鹽試驗場 一
- (三) 地方專賣局 (地方官署) 一一
- (四) 地方專賣局所屬の官署
- 1 工場 一七

第七 專賣局官制

第七 專賣局官制

2	分工場	1
3	支局	12
4	出張所	150
5	專賣官吏派出所	5
6	煙草販賣所	482
7	煙草配給所	1
8	煙草貯藏所	159
9	煙草取扱所	229
10	鹽取扱所	43
11	葉煙草再乾燥場	12

職員 (昭和十六年五月現在)



2 6 5 1

奏任官 參事	25
奏任官 副參事	68
奏任官 技師	121
奏任官 書記	3100
奏任官 技手	1365
奏任官 待遇專賣醫	28
奏任官 待遇專賣醫	15
奏任官 待遇專賣藥劑師	21
工師	137 (以下昭和十六年四月一日現在)
囑託員	1,371
雇員	3,903
配給員	2,224
職工	20,370 (アルコール職工ヲ除ク)
其他備入	2,923
總計	35,685

第七 專賣局官制

附

屬

表

第一表

葉煙草賠償價格表 (昭和十六年四月現在)

等	級	賠償價格	
		在來種及パーレー種	黃色產
優	等	二七五	二七五
一	等	二五三	二五三
二	等	二〇〇	二〇〇
三	等	一六八	一六八
四	等	一四〇	一四〇
五	等	一二三	一二三
六	等	一〇六	一〇六
七	等	九〇	九〇
八	等	七五	七五
九	等	六〇	六〇
外	等	四八	四八

第二表

煙草收納高表

區分	在來種			パーレー種			實色種			合計		
	金額	數量	耕作段別	金額	數量	耕作段別	金額	數量	耕作段別	金額	數量	耕作段別
昭和十五年作	三、二六	四、九六	三、二六	六、三〇	三、〇八	三、二六	五、四〇	三、〇八	三、二六	二〇、〇〇	六、〇〇	三、二六
昭和十四年作	二〇、〇〇	四、七二	二〇、〇〇	一、九六	三、〇八	一、九六	二、六六	三、〇八	二、六六	五、〇〇	三、〇八	二、六六
昭和十三年作	一八、七三	三、〇七	一八、七三	三、九六	八、〇〇	三、九六	六、〇〇	八、〇〇	六、〇〇	三、〇〇	八、〇〇	三、〇〇
昭和十二年作	一八、八〇	三、四〇	一八、八〇	三、九六	八、〇〇	三、九六	二、〇〇	八、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	八、〇〇	三、〇〇
昭和十一年作	二〇、〇〇	三、九六	二〇、〇〇	三、九六	八、〇〇	三、九六	一、九六	八、〇〇	一、九六	三、〇〇	八、〇〇	三、〇〇

第三表

煙草製造高表

年	度	口	付	兩	切	葉	卷	刻	パイ
昭和十五年	度	三、六五	三、六五	三、六五	三、六五	三、六五	三、六五	三、六五	三、六五
昭和十四年	度	三、六四	三、六四	三、六四	三、六四	三、六四	三、六四	三、六四	三、六四
昭和十三年	度	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七	二、七七
昭和十二年	度	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三
昭和十一年	度	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇

第四表

製造煙草賣渡高表

區分	内		外		分
	口	付	口	付	
昭和十五年	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇
昭和十四年	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
昭和十三年	二、七〇	二、七〇	二、七〇	二、七〇	二、七〇
昭和十二年	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
昭和十一年	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇

第六表

鹽賠償價格表

(昭和十六年四月現在)

賠償價格區域	包裝別	等級別製鹽方法別賠償價格(百疋當)	
		上	等
第一區 兵庫縣、岡山縣、廣島縣、愛媛縣、大分縣	吸入 (三十五疋)	昭和十二年以前 操作開始ノモノ	六、三〇
		昭和十三年一月 以前操作開始ノモノ	六、四〇
第二區 愛知縣	吸入 (三十五疋)	昭和十二年以前 操作開始ノモノ	六、三〇
		昭和十三年一月 以前操作開始ノモノ	六、四〇
第三區 宮城縣、石川縣、鹿兒島縣、沖繩縣	吸入 (三十五疋)	昭和十二年以前 操作開始ノモノ	六、三〇
		昭和十三年一月 以前操作開始ノモノ	六、四〇
		平釜式	六、七〇

第七表

鹽收納高表

年 度	一上等	二等	三等	並等	四等	五等	外合	計	賠償金額
昭和十五年	一、五七、三〇			四、〇七、九〇			三、〇、〇〇	一、五七、三〇	七、七九、九〇
昭和十四年	四、六〇、〇〇			二、〇、〇〇			三、七〇	四、六〇、〇〇	七、〇〇、〇〇
昭和十三年	九、一五、〇〇			四、四三、〇〇			一、〇、〇〇	九、一五、〇〇	三、六九、〇〇
昭和十二年	一、〇、〇〇			四、〇、〇〇			一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	三、四〇、〇〇
昭和十一年	八、八五、〇〇			一、〇、〇〇			三、九〇	八、八五、〇〇	三、七九、〇〇

第八表

鹽賣渡高表

年 度	區分	內地		輸移入		北洋漁		自己輸		合		
		一般	特別	一般	特別	業用	移入	一般	特別	計	計	
昭和十五年	金額	一、五七、三〇	〇	四、〇七、九〇	〇	〇	〇	三、〇、〇〇	〇	一、五七、三〇	〇	七、七九、九〇
	數量	三、〇〇、〇〇	〇	一、〇〇、〇〇	〇	〇	〇	三、〇〇、〇〇	〇	三、〇〇、〇〇	〇	三、〇〇、〇〇
昭和十四年	金額	四、六〇、〇〇	〇	二、〇、〇〇	〇	〇	〇	三、七〇	〇	四、六〇、〇〇	〇	七、〇〇、〇〇
	數量	一、〇〇、〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、〇〇、〇〇	〇	一、〇〇、〇〇	〇	一、〇〇、〇〇
昭和十三年	金額	九、一五、〇〇	〇	四、四三、〇〇	〇	〇	〇	一、〇、〇〇	〇	九、一五、〇〇	〇	三、六九、〇〇
	數量	二、〇〇、〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	二、〇〇、〇〇	〇	二、〇〇、〇〇	〇	二、〇〇、〇〇
昭和十二年	金額	一、〇、〇〇	〇	四、〇、〇〇	〇	〇	〇	一、〇、〇〇	〇	一、〇、〇〇	〇	三、四〇、〇〇
	數量	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
昭和十一年	金額	八、八五、〇〇	〇	一、〇、〇〇	〇	〇	〇	三、九〇	〇	八、八五、〇〇	〇	三、七九、〇〇
	數量	二、〇〇、〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	二、〇〇、〇〇	〇	二、〇〇、〇〇	〇	二、〇〇、〇〇

707
229



